

# 未来

郵政産業ユニオン  
**PIWU**

全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4350  
23年5月23日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

# 夏期・冬期休暇 削減反対の宣伝行動を行う

おはようございます。

広島で開催されたG7サミットでは、参加国と欧州連合（EU）の首脳が平和記念公園の原爆慰霊碑に献花する場面がありました。

また、ウクライナのゼレンスキー大統領も献花を行い、ロシアの核の脅しにさらされる中、被爆地から世界に支援を求めました。人類と核兵器は共存できません。

支部は、今年4年ぶりに「ピースサイクル」と「8・8平和を考える長崎集会」を開催します。核兵器のない世界の実現に向けて出来る限りの運動を続けていきます。

現在、郵政ユニオンは「夏期冬期休暇削減反対全国ピラ」を各地で配布する宣伝行動を行っています。

郵政ユニオン各支部での配布宣伝を皮切りに、組合員がいない局でも反対ピラを配布し、夏期冬期休暇削減反対の宣伝を行って行く予定です。



長中局支部でも5月12日(金)の長中局への配布宣伝に続き、翌週の5月15日(月)には長崎北局へ配布宣伝を行いました。

長崎北局への配布宣伝は執行委員を中心に5名で行い、本部ピラと共に長中局機関紙「未来」からピックアップし号外という形で一緒に配布しました。当日は朝7時から社員通用口と駐車場入口の2カ所でピラ配布をスタートしました。すぐに総務部長が監視に現れましたがトラブルなどはな

く、8時前にピラ配布宣伝行動は終了しました。

私たちが夏期・冬期休暇削減反対の運動を展開する中、JP労組からは特に反対の声は聞こえないように感じます。

そもそも、何故、会社とJP労組は夏期・冬期休暇を削減しようとしているのでしょうか？それは「郵政労契法20条裁判の最高裁判決」で夏期・冬期休暇の日数は、雇用期間の定めがある期間雇用社員と期間の定めがない正社員とで差をつけてはならないという判決が出たからです。



本来ならば、格差は違法との判決にのっとり、期間雇用社員にもそれまで正社員に付与していたものと同数の夏期・冬期休暇を付与しなければならぬはずですが、しかし今回の修正提案では、一般職の住居手当や正社員の年末手当を廃

止した時のように、正社員の休暇を削減して格差を無くす手法をとると言っています。



今回の見直し案では休暇見直しに伴う基準内賃金の引上げが提案されていて、正社員だけの問題だと思われがちです。けれど全国で反対の声が大きくなれば、見直し案は廃案となり、アソシエイト社員や期間雇用社員にも正社員と同数の夏期・冬期休暇が付与される可能性が高くなります。

この休暇削減に関して、JP労組本部の意向は分かりませんが、現場の組合員には反対意見が多いと聞いています。もちろん長中局でも「決定的なのか？やめてくれ」という声を聞くほか「何とかならないのか」という相談もあります。

来月に開催されるJP労組の第16回定期大会で、全国の各支部代表者の投票による多数決で可否が決定されることも聞きます。ということは反対票が多ければ、修正提案は否決される可能性もあるという事になります。



今回の会社提案についても夏期・冬期休暇に関しては、削減ではなく、拡充し「すべての社員への各3日付与」する方向での要求書を提出し交渉に臨んでいます。長中局支部でも各職場で夏期冬期休暇削減に反対の声を大きくするため、近隣局を中心に「配布宣伝行動」を行っています。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

ゆげ、均等待遇、なげん差別。

ユニオンは労契法裁判に勝利したぞ！